



就労時間の下限「月48～64時間」 ～認可保育所の利用に新基準～

◆ 15日、政府の子ども・子育て会議（会長：無藤隆/白梅学園大学教授）の第11回会合が開催され、2015年4月から始まる子育ての新制度で、パートタイム就労の親でも認可保育所を利用できるとする方針を正式に決定しました。

具体的には、保護者の就労時間の下限を「月48～64時間の範囲で市町村が定める」とし、フルタイム以外の短時間で働く保護者でも、1日最長8時間の保育を利用することになります。認可保育所を利用できる保護者の就労時間の下限については、これまで一月あたり①48時間以上②64時間以上、③48～64時間の3案が示されていましたが、「一律48時間」等の全国统一基準を設定するとそれよりも高く設定していた市町村にとっては対象が拡大されることで負担が急増することが懸念されるため、地域の実情に応じて48～64時間の範囲で下限を決められるよう、自治体に配慮する方向性が固まりました。

これまで各自治体で異なっていた保護者の就労時間の基準が、今回の方針である程度統一されることとなりますが、大都市の多くの自治体では既に「月48～64時間」を設定しており、どれほど利用しやすくなるかについては、疑問の声もあるようです。

（参考：厚労省HP / 朝日新聞 / 日経新聞ウェブ / 毎日新聞ウェブ）

	現行制度	2015年4月から
認可保育所の利用資格	昼間労働している / 妊娠中 / 障害等	現行に加え、パートタイムや夜勤など全ての就労や求職や就学中の人も対象
保護者の就労時間の下限	各自治体により基準を設定	「月48～64時間」の範囲で各自治体が設定
保育の利用時間	1日11時間まで	●保育標準時間(長時間利用) 1日最長11時間 ●保育短時間：同8時間

教育訓練給付拡充へ ～保育士資格等を拡充対象に検討～

◆ 16日、厚労省労働政策審議会(会長：樋口美雄 / 慶大商学部長)は、雇用保険の教育訓練給付の拡充などを盛り込んだ厚労省の法律案を妥当とする方針を示しました。

教育訓練給付制度は在職者や離職者が厚労大臣が指定する講座を修了した場合、受講費の一定割合がハローワークから本人に支給されるもので、現在3年以上(初回に限り1年)被保険者として雇用された期間がある人を対象に受講費用の2割に相当する額(給付上限10万円)が支給されています。

今回示された給付拡充策は、受講費用を最大6割まで支給する内容となっていますが、対象講座は厚労大臣が個別に指定することとなる模様で、保育士や介護福祉士、看護師などの講座が想定されています。

政府は今後、今年の通常国会に雇用保険法改正案を提出し、改正法成立後、2014年度中に施行することを目指すとしています。

(参考：厚労省HP / 福祉新聞 / 日経新聞ウェブ)

《教育訓練給付拡充の概要》

- 中長期的なキャリア形成に役立つ教育訓練を受講する場合に限り、受講費用の4割を支給し、訓練修了や資格取得の上で雇用保険被保険者として職に就いている場合は、受講費用の2割をさらに上乗せして支給
- 給付の期間は原則2年間、資格につながる等の教育訓練は3年間
- 給付の上限は3年間で144万円(年間48万円)
- 受給の対象は、被保険者期間が10年以上の人(初回は2年、離職者は離職後1年以内に教育訓練開始が必要)
- 45歳未満の若年離職者については、離職前の賃金の5割を教育訓練期間中に支給

各サービスの引き上げ案公表 ～介護報酬増額に伴う措置～

◆ 既報の通り、今年4月から介護報酬が平均で約0.63%引き上げられることが決まっていますが、厚労省は15日、具体的なサービスごとの引き上げ案を社保審介護給付費分科会(会長：田中滋 / 慶大大学院教授)に示し、了承されました。引き上げ幅はサービスや要介護度によって異なりますが、対象となる大半の介護サービスで1回当たり数単位の増、数十円の報酬増となります。

介護報酬の引き上げは、4月からの消費税率の引き上げに伴う介護事業者の仕入れコスト増への補填措置として行われるものですが、利用者負担や介護保険料の増加にもつながります。また引き上げと同時に要介護度別に決められている区分支給限度基準額(一月に利用できるサービス利用限度額)も全体で0.7%程度引き上げられることになりました。介護報酬引き上げにより利用限度額を超えてしまう利用者が増えないよう配慮したもので、上限引き上げは制度発足以来初めての試みです。(参考：厚労省HP / 産経新聞ウェブ / 読売新聞ウェブ他)

《介護報酬単価の単位制》

◆ 介護保険のサービスごとの利用料は「単位」で表される。1単位の単価は概ね10円を基本として計算されるが、大都市など人件費の高い地域では加算が行われているため、各自治体によって1単位の単価が異なることになる。そのため今般の報酬改定による増額も、地域によって影響額が異なることになる。